

令和6年度 第1回特定最低賃金合同専門部会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月21日(水)午後1時30分～午後1時55分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

- 一般機械（公益委員）端村委員 米澤委員
（労側委員）川口委員 辻 委員 坊野委員
（使側委員）天野委員 森 委員 渡辺委員
- 電気機械（公益委員）稲倉委員 段野委員 端村委員
（労側委員）木戸委員 矢藤委員 横井委員
（使側委員）久米委員 鴻池委員 五島委員

3 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 特定最低賃金改正の必要性審議について
- (3) 審議日程調整について

4 議事

事務局（室長）

私は、賃金室長の岡田と申します。各委員の皆様、よろしく申し上げます。

新しい委員の皆様には辞令をお手元にお配りしております。ご査収のほどよろしく申し上げます。

開会に先立ちまして、配付資料のほうを確認させていただきます。

資料1つと、お手元に最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策のリーフレットが1冊ございます。なお、不足等がございましたら、挙手等お願いしたいと思います。

なお、本日の資料、1から4までございますが、4-1から4-7については、月例経済報告、徳島県金融経済概況等、徳島県内の経済状況に関する資料を添付しております。本日は時間の都合上、ご説明することはできませんが、審議に当たってご参考にしていただけたらと思います。

合同専門部会の議事進行については、6月に開催しました公益委員会議におきまして、徳島地方最低賃金審議会の段野会長に司会をお願いしております。

段野会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様、こんにちは。段野でございます。

本日の合同専門部会の議事進行を務めさせていただきます。各委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまより令和6年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況、それから本日初めての顔合わせとなりますので、委員の紹介をよ

ろしくお願いします。

事務局（室長）

各特定最低賃金専門部会の委員につきましては、資料 1、1 ページをご覧ください。

まず、本日の各専門部会の定足数について確認します。

専門部会につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項において、9 名の委員のうちの 3 分の 2 の 6 名以上、または公労使各側委員のそれぞれ 3 分の 1 の 1 名以上の委員の出席により成立します。本日は、一般機械が 8 名、それから電気機械が 9 名の方がそれぞれ出席されておりますので、いずれの専門家についても有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、各委員の皆様方を紹介させていただきます。

まず、公益委員からご紹介いたします。

事務局から見て左側から順に、弁護士の端村委員です。

端村委員には、一般機械と電気機械専門部会を担当していただきます。

徳島大学教授の段野委員になります。段野委員には、電気機械専門部会を担当していただきます。

四国大学准教授の稲倉委員です。稲倉委員には、電気機械専門部会を担当していただきます。

徳島県社会保険労務士会顧問の米澤委員になります。

米澤委員には、一般機械専門部会を担当していただきます。

本日欠席となっておりますが、徳島新聞社の論説委員の撫養委員には、一般機械専門部会を担当していただきます。

次に、労働者代表委員を紹介します。

一般機械、電気機械の順、それから本審委員、氏名の五十音順に着席していただいております。

まずは、一般機械の委員からご紹介します。

連合徳島事務局長の川口委員です。

JAM ジェイテクトシーリングテクノ労働組合執行委員長の辻委員です。

ジェイテクト労働組合徳島支部支部長の坊野委員です。

電気機械の委員を紹介します。

大真空労働組合徳島支部副支部長の木戸委員です。

PHC 労働組合徳島支部地区執行委員長の矢藤委員です。

パナソニックエナジー労働組合阿波支部書記長の横井委員です。

横井委員は、今年度からのご就任といただいております。

次に、使用者代表委員を紹介します。着席順は労働者代表委員と同様でございます。

まず、一般機械の委員からご紹介します。

有限会社天野鉄工所取締役の天野委員です。

四国化工機株式会社経営本部総務部長の森委員です。

西精工株式会社総務部総務課労務係主任の渡辺委員です。

続きまして、電気機械の委員を紹介します。

有限会社ファイブセキュリティシステム代表取締役の五島委員です。

株式会社NDK 代表取締役の久米委員です。

山菱電機株式会社管理グループ課長の鴻池委員です。

鴻池委員は、今年度からご就任いただいております。
最後に、事務局を紹介します。
労働基準部長の中村です。
賃金室長補佐の吉成です。
私は賃金室長の岡田です。よろしくお願ひします。
以上になります。

会長

ありがとうございました。

各特定最低賃金専門部会の公開につきましては、第1回本審におきまして会議を非公開とするが議事録を公開する旨、決議されておりますので、今年度の審議会から議事録を公開することといたします。なお、議事録が公開されるまでの間は議事要旨が公開されることとなります。

それでは、議事を進行、進めてまいりたいと思います。

議題1、部会長及び部会長代理の選出について、事務局は資料の説明をお願いいたします。

事務局（室長）

引き続き、資料1-1、1ページをご覧ください。

各特定最低賃金専門部会の部会長、部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益委員の中から選出することとなっております。6月に開催しました公益委員会議において検討いただいた結果、一般機械は部会長に撫養委員、部会長代理に端村委員、それから電気機械は部会長に端村委員、部会長代理に段野委員とのご意見をいただいております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまの説明にありましたが、公益委員会で検討したとおり、部会長と部会長代理を選出してよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

続いて、議題2、特定最低賃金改正の必要性について審議いたします。

事務局は、これまでの経緯と本日の審議について説明をお願いいたします。

事務局（室長）

特定最低賃金は、関係労使が労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたもの、これに限定して設定されております。

徳島には、お手元の最低賃金決定要覧の111ページ、112ページに3つの特定最低賃金が設定

されております。

特定最低賃金の決定、改正、廃止につきましては、最低賃金法の第15条の規定により、労働者または使用者の全部又は一部を代表する者の申出により審議が開始されます。今年度は6月17日に一般機械、6月12日に電気機械についての特定最低賃金の改正の申出書が提出されました。

資料2-1、3ページに改正の申出書の内容を添付しております。なお、造作材につきましては、今年度は改正の申出がございませんでした。この改正申出の要件については適用労働者数の3分の1以上の同意となっております。適用労働者数、適用使用者数は、資料2-2、4ページの資料のとおりとなっております。いずれの申出も要件を満たしておりましたので、7月5日開催の第1回本審において改正の必要性について審議するよう局長から諮問がありました。

資料2-3、5ページ、6ページが諮問文となっております。

また、特定最低賃金の必要性審議については専門部会を設置して行うことが第1回本審において決議されました。労使代表委員の推薦公示を行い労使の団体から推薦いただいた皆様方を特定最低賃金専門部会委員に任命させていただき、本日の合同専門部会の開催に至っております。

審議の経過の説明は以上になります。

続きまして、本日の必要性審議について説明いたします。

議論の結論というのは、改正の必要性ありを全会一致で決議する場合と、全会一致とならない場合があります。必要性ありの決議は全会一致で行われることが原則とされており、仮に全会一致の結論に至らない場合は、別途専門部会を設けて全会一致を目指して再度審議をするか、必要性ありとすることはできないとの結論に達したという部会報告を行うこととなります。必要性ありの全会一致の結審をいただきますと、本審への部会報告を作成するとともに、専門部会の決議をもって本審の決議となります。これは、第1回本審において「専門部会で全会一致により議決された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用する」旨の議決をしているためです。なお、本日はこの後、本審が開催されることとなっていることから、答申は本審において行うこととなります。

必要性審議ですが、昨年度は一般機械、電気機械の順でこの場でご審議いただきました。別室もご用意しておりますが、専門部会ごとに必要性審議を行うことも可能です。本日は一般機械の部会長の撫養委員が欠席されておりますので、部会長代理の端村委員に進行をお願いすることとなっております。一般機械、電気機械、いずれも端村委員に議事の進行を行っていただくこととなりますので、事務局としては昨年同様、一般機械、電気機械、この順番でこの部屋で審議いただくのがよいかと考えますが、いかがでしょうか。

会長

それでは、今事務局から説明がありましたとおり、一般機械、電気機械の順でこの部屋で必要性の審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会長

ありがとうございます。

それでは最初に、一般機械について審議を行いたいと思います。

本日は撫養部会長が不在ですので、端村部会長代理に進行をお願いいたします。

部会長代理（一般機械）

それでは、ただいまから一般機械等製造業最低賃金改正の必要性の有無についての審議を行います。

まず、労使の委員の皆様から、改正の必要性についてのご意見を伺いたいというふうに思います。

まず、労側委員からご意見いかがでしょうか。

■ 委員（労側）

今年の春闘は30年ぶりという賃上げがされたということでございます。また、地域別の最低賃金の改正審議が進んでいる状況です。電気代などのエネルギーコストの上昇、また様々な物価が上がってます。最近では、特にお米が上がって、スーパーにないとかいう話もございます。今年は特に引き上げる必要性があるのではないかと感じておりますので、紳士的な議論ができればなと思っております。よろしく申し上げます。

部会長代理（一般機械）

ありがとうございました。

それでは、使側からの必要性についてのご意見、伺いたいと思います。お願いいたします。

■ 委員（使側）

使用者側も物価高に苦しんでおります。また単価の見直しなど、国でも動いていただいておりますので、県にも経済支援を活発にさせていただきたいと思っておりますので、審議は必要ということで、お願いいたします。

部会長代理（一般機械）

ありがとうございました。

それでは、労使とも全会一致で一般機械等製造業最低賃金についての改正の必要性ありというご意見を伺ったということで、部会報告を作成し、その内容で答申するという方向でよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長代理（一般機械）

それでは、事務局は部会報告案と答申文案を配付してください。

（部会報告案及び答申文案を配布）

部会長代理（一般機械）

皆様ご確認ください。

部会報告と答申案ともこの内容で特段よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長代理（一般機械）

それでは、本日開催されます本審において、この答申文をもって答申を行いたいというふうに思います。

これで一般機械と製造業最低賃金改正の必要性についての審議を終わります。

それでは、一旦司会を会長にお戻しいたします。

会長

ありがとうございます。

続きまして、電気機械について審議を行いたいと思います。

続きまして、端村部会長に進行をお願いいたします。

部会長（電気機械）

それでは、ただいまから電気機械等製造業最低賃金改正の必要性の有無についての審議を行います。

まず、労使の委員の皆様から改正の必要性についてのご意見を伺いたいと思います。

まず、労側委員、いかがでしょうか。

■ 委員（労側）

電気機械器具製造業においても世の中の動きとして、地域別最低賃金が上がっていく中で、業界、電機産業自体を盛り上げていくためには、特定最低賃金を引き上げていく必要があると認識しております。電機連合からは高卒と同程度に上げる、政府からは最低賃金を1,500円まで引き上げるといった流れの中において、徳島県はまだまだ低い賃金水準でありますので、ここで足を止めるわけにはいきませんので、改正の必要性ありで是非お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長（電気機械）

ありがとうございました。

それでは、続いて使側、ご意見お願いいたします。

■ 委員（使側）

なかなか厳しい状況が続いているとはいえ、電気機械の業界で働いている社員さんの生活水準の向上を業界全体で守っていかなければいけない。このことに関しまして使側も同様に思っております。私も必要性を認めます。

以上です。

部会長（電気機械）

それでは、全会一致で電気機械等製造業最低賃金について改正の必要性ありということで部会報告を作成し、その内容で答申するというところでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

部会長(電気機械)

それでは、事務局は部会報告案と答申文案を配付してください。

(部会報告案、答申文案を配布)

部会長(電気機械)

皆様ご確認ください。

この部会報告案の内容と答申文の内容で特段ご異論ございませんでしょうか。

(異議なし)

部会長(電気機械)

それでは、ご異議がないと認めますので、これにつきましても本日開催されます本審において、この答申文をもって答申を行いたいと思います。

これで電気機械等製造業最低賃金の改正の必要性についての審議を終わります。

この後の進行を段野会長にお戻しいたします。

会長

それでは、一般機械と電気機械とも必要性ありとの結論になりました。委員の皆様方におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

次の議題に進みたいと思います。

事務局は、審議日程調整について説明してください。

事務局(室長)

先に事務局において各委員の予定をお聞きしております。これを参考に、候補日について説明させていただきます。

(審議日程について調整中)

事務局(室長)

それでは、日程について再度確認させていただきます。

一般機械について、第2回の専門部会を9月27日午後1時半から、第3回の専門部会を10月9日午後1時半から、第4回専門部会を10月16日の午前10時から。

続いて、電気機械になります。第2回専門部会を10月4日午後1時半から、それから第3回専門部会を10月17日の午後3時から、第4回専門部会を10月21日午後1時半からということで、

会場につきましては決まり次第、事務局から各委員あてに連絡をいたします。
以上になります。

会長

ありがとうございます。
そのほかに何かございますでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは、今後、各専門部会におきまして、徳島県及び各産業の実情を踏まえた審議を重ねていただき、全会一致で改正金額が答申されますことを願ひまして、本日の合同専門部会を終了させていただきます。

皆様、本日はありがとうございました。

(閉会)